

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、辻・本郷ITコンサルティング株式会社と称し、英文では、Tsuji Hongo IT Consulting Co., Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 事業の企画、調査、開発、構築、コンサルティング
2. ソフトウェア及びハードウェアの開発、販売、保守
3. 講演、セミナーの開催等の教育、研修事業
4. ソフトウェア及びハードウェアの輸出入、販売代理店事業
5. 不動産、動産の管理
6. 経営コンサルティング事業
7. 有価証券の投資、運用、管理
8. 金融商品への投資、商品先物取引等によるヘッジ取引
9. 生命保険の募集に関する業務
10. 税務及び会計業務の仲介サービス業
11. 宅地建物取引業
12. 労働者派遣事業
13. 有料職業紹介事業
14. 会計、経理、総務、人事、労務、庶務及び一般事務に関する代行業務並びにそれらに関するコンサルティング業務
15. 補助金、助成金に関する情報提供及び申請支援業務並びにそれらに関するコンサルティング業務
16. 古物の買取り及び販売
17. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第5条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、676万7,952株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月末日とする。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、8名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議で定める。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

3 取締役社長は、当会社の業務を執行する。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第23条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第25条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第26条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第27条（監査役の設置等）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第28条（選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第31条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の日日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

第32条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第33条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第34条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第35条（会計監査人の選任）

当会社の会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。

第36条（会計監査人の任期）

（1）会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（2）前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第37条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までとする。

第38条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第39条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年9月末日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月末日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（配当金の除斥期間）

配当金（中間配当金を含む。）がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 配当金には利息を付けない。

附 則

第41条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

第42条

本定款第10条（株主名簿管理人）の新設は、2025年7月1日に効力を生ずるものとする。